

旧ソ連4か国における子どもの権利条約の 国内実施に関する動向とその特徴（2）

——子どもの権利法の比較を中心に（続）——

村 知 稔 三
(Toshimi MURACHI)

【はじめに】

本稿は、「旧ソ連のスラブ圏とチュルク語圏の4か国（ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、アゼルバイジャン）における子どもの権利と保育・教育・福祉に関する比較研究」という中期的研究課題の一環として¹、上記4か国における子どもの権利条約（以下、時に「権利条約」「条約」と略）の国内実施の動向とその特徴について、子どもの権利法（以下、時に「権利法」と略）を中心に比較・検討した前稿²（以下、「4か国比較第1報」と呼ぶ）の続編である。

前稿では、異なるタイプ・程度の権威主義国における子どもの権利問題を考える際の示唆を期待して、つぎの4つの柱を立てた。すなわち、①4か国の概要、政治・経済の推移、格差と貧困、人口動態など、②主要人権条約への4か国の対応、③国連子どもの権利委員会と各国政府の間での普遍的定期審査の進行状況、④子どもの権利条約と4か国の子どもの権利法の各条文構成の対応関係、である。

このうち、本稿に関連する④については、つぎの点が明らかになった。ロシアの権利法は条文数が少なく、権利条約との対応関係を認められない箇所が多かった。各国の権利法の前文では、ロシアとカザフスタンで愛国心（патриотизм）、ベラルーシで国民的自覚（национальное самосознание）が強調されていた。条約の国内実施に責任をもつ国内の子どもの権利委員（уполномоченный по правам ребенка）（会）は、アゼルバイジャン以外の3か国に置かれている。ただ、ロシアの場合、その権利委員がウクライナの子どもの権利侵害の中心に位置しており、権威主義体制の行き過ぎた強化の結果を示している（4か国比較第1報52ページ）³。

本稿では、4か国比較第1報で残された幾つかの課題のうち、4か国の子どもの権利法について、個々の条文の内容を、主に外形的に、権利条約のそれと比較し、若干の特徴を指摘する。

まず、本稿で子どもの権利法と一括している法律について、各国別に整理しておく（表1）。

表1 4か国の子どもの権利法

	ロシア（連邦）	ベラルーシ共和国
正式名称 日本語	連邦法「ロシア連邦の子どもの権利の基本的保障について」	ベラルーシ共和国の法律「子どもの権利について」
同 ロシア語	Федеральный закон об основных гарантиях прав ребенка в Российской Федерации ⁴	Закон Республики Беларусь о правах ребенка ⁵
同 英語	The Federal Law on Basic Guarantees of the Rights of the Child in the Russian Federation ⁶	Law of the Republic of Belarus on Child's Rights ⁷
採択年月 ⁸	1998.7	1993.11
最新改正年月	2023.4	2024.7
条文数	25	40
	カザフスタン共和国	アゼルバイジャン共和国
正式名称 日本語	カザフスタン共和国の法律「カザフスタン共和国の子どもの権利について」	アゼルバイジャン共和国の法律「子どもの権利について」
同 ロシア語	Закон Республики Казахстан о правах ребенка в Республике Казахстан ⁹	Закон Азербайджанской Республики о правах ребенка ¹⁰
同 英語	The Law of the Republic of Kazakhstan on the Rights of a Child in the Republic of Kazakhstan ⁹	Law of the Azerbaijan Republic about the Child's Rights ¹¹
同 国家語	Қазақстан Республикасындағы баланың құқықтары туралы ⁹	Uşaq hüquqları haqqında Azərbaycan Respublikasının Qanunu ¹²
採択年月	2002.8	1998.5
最新改正年月	2024.6	2020.7
条文数	53	45

注：「（本稿で利用できた）最新改正年月」の意味。なお、より厳密な比較・考察のためには、4か国における子どもの権利法改正の全過程を詳しく追う必要があるが、本稿ではそこまで行っていない。

表1について、つぎの4点を断っておきたい。

1）ロシア語は、ロシアではもとより、ベラルーシでも国家語（государственный язык）であり、カザフスタンでは公用語であるので¹³、表1にあるロシア語版は正文である。他方、アゼルバイジャンではロシア語がそのように位置づけられていないので¹⁴、ロシア語版は公定訳文のようなものといえよう。だが、すでに拙稿で幾度か述べているように¹⁵、筆者がアゼルバイジャン語を解さないため、本稿でもロシア語版を用いる。

2）表1の註4以下にあるように、ロシア、ベラルーシ、カザフスタンの権利法のロシア語版は、各政府機関の公式サイトからのものである。他方、アゼルバイジャンの権利法を同じ公式サイトで探索したもの、見出すことができなかった。そのため、本稿で用いる権利法のロシア語版は、註10にある、比較的に信頼できる2つの公式サイトからのものである。

政府機関の公式サイトにおける権利法の公開という点では、カザフスタンが積極的で、ロシアとベラルーシがそれに続き、アゼルバイジャンは消極的である。なお、ウクライナ侵略戦争前までは、ロシアとベラルーシの子ども関連統計は最も利用しやすかった。

3) 4か国比較第1報43ページの表6で指摘したように、子どもの権利に関する代表的な法令として、4か国ともに、権利法と並んで、教育法と（婚姻）家族法がある。このうち、ロシアについては、これら両法ともに邦訳がある一方¹⁶、他の3か国における両法の邦訳は見当たらない。ましてや権利法については、4か国とも、その邦訳を確認できない¹⁷。それだけに、4か国の子どもの権利法を比較する本稿には一定の意義がある。

4) 細かな点として、表1の条文数には、権利法成立後の改正で追加された枝番号の条文は含まれず、削除された条文も「第〇条」として残ったままである。目安として考えて欲しい。

以下では、権利条約にみられる子どもの権利構成の柱（カテゴリー）に沿って¹⁸、具体的には、1) まず「総則（的規定）」（общие положения）に該当する条文（第1節）、つぎに実体的規定として、2)「生存の権利」と「発達の権利」に関する条文（第2節）、3)「参加の権利」に当たる条文（第3節）、4)「保護される権利」と「特に困難な状況下の子ども〔の権利〕」に属する条文（第4節）というように区分して、4か国の権利法の条文を比較する。それぞれのまとめは各節の末尾に掲げ、「おわりに」では4か国の権利法を個別に特徴づける。

【1】「総則」に該当する条文

子どもの権利条約第1～5条には、以下にみる各条文の見出しに示されているように、「全体にかかわる基本的事項や法制度の前提となる事項を定める総則的規定」¹⁹が置かれている。続く第6条は「生命への固有の権利」「生存と発達の保障」、第7条は「出生登録」「名前と国籍を得る権利」「親〔出自〕を知り養育される権利」（第2節参照）について定め、固有な人格をもつ、一人の人間として子どもを社会的に位置づけるための条件を明示している。

これらの規定は、表2のように²⁰、4か国の子どもの権利法の条文に反映されている。

表2 「総則」に該当する条文の対応関係

権利条約	ロシア (1998)	ベラルーシ (1993)	カザフスタン (2002)	アゼルバイジャン (1998)
(1) 定義	第1条	第1条	第1条	第1条
(2) 差別禁止	(第4条)	第6条	第4条	第6条
(3) 最善の利益	第7, 11, 13条	第3, 13条	第6条	第5条
(4) 実施義務	第2～6, 16, 16-1, 21, 25条	第2, 3, 38, 39条	第2, 3, 6, 7, 7-1, 7-2, 44条	第2～4, 45条

(5) 親の指導	—	—	—	—
(6) 生命・生存・発達	第14-1条	第4条	第10(,12)条	第8,9条
(7) 名前・国籍	—	第7,20条	第9条	第10条

註：権利条約の各条文の見出し（正文である英語版・ロシア語版ではなく、国際教育法研究会訳に付されたもの。以下、同じ）：第1条「子どもの定義」、第2条「差別の禁止」、第3条「子どもの最善の利益」、第4条「締約国の実施義務」、第5条「親の指導の尊重」、第6条「生命への権利、生存・発達の確立」、第7条「名前・国籍を得る権利（親を知り養育される権利）」／アゼルバイジャン以外の3か国に置かれている子どもの権利委員（会）は第4条に関するものである。この点については、国連子どもの権利委員会が権利条約の「正式な解釈」（平野裕二）を示すために公表している一般的意見第2号「子どもの権利の保護および促進における独立した国内人権機関の役割」（2002年）参照／日本の法令で「第〇条の1」と記される追加条文を、本稿では、ロシア語版の表記に従って、「第〇-1条」と表わす。

以下、順に、4か国の権利法の条文を比較・検討してみよう。

権利条約第1条「子どもの定義」のいう「18歳未満」という年齢制限は、4か国の権利法でも共通である。ただ、ロシアとカザフスタンの権利法には、それ以外の条件が付されていないのに対して、ベラルーシ（の権利法）の第1条では²¹、「それ以前に〔18歳未満で〕法律上の完全な市民的行為能力（гражданская дееспособность）を獲得している場合は、この限り〔子ども〕ではない」とされ、アゼルバイジャンの第1条では、「完全な行為能力を獲得していない者」がこの定義に追加されている。両国の権利法は、その表現が逆であるものの、年齢制限に加えて、行為能力の有無が子どもであるかどうかを区分する点は同じである。

そうすると問題になるのが、「この場合の行為能力とは何か」「その有無を誰が、何を基準に、どのようにして判断するのか」「その結果に対する疑義を当事者とその親（代理人）などが、どこに、どう提出できるのか」「それはどのように扱われるのか」などの点である。

なお、権利条約第1条でも、年齢制限だけでなく、「子どもに適用される法律の下でより早く成年に達する場合は、この限りでない」²²とされている。これが客観的に判断できる基準であるのに対して、ベラルーシとアゼルバイジャンの上の条文の客観性は不明である。

4か国の権利法における定義に関する別の相違として、ロシアとカザフスタンでは、ともに第1条で、子どもについてだけでなく、その他の（基本）概念についても、その定義が列挙されている一方、他の2か国ではそうっていないという点がある。

ロシアの第1条で「子ども」以外に定義されているのは次の事項である。「困難な生活状況下の子ども（ребенок (дети), находящийся в трудной жизненной ситуации)」「子どもの社会的適応（социальная адаптация)」「子どもの社会（的）復帰（социальная реабилитация)」「子ども向け社会サービス（социальные службы)」「子ども向け社会基盤（социальная инфраструктура)」「子どもの休息と療養（отдых детей и их оздоровление)」「子どもの休息・療養施設（организации отдыха детей и их оздоровления)」「夜間」「子どもの搾取（эксплуатация)」「子どもの休息・療養施設の領域（территория)」。

カザフスタンの第1条における同様の事項は次のとおりである。「無保護児（ребенок,

оставшийся без попечения родителей)』²³「子どもの権利保護機能をもつ施設（организации, осуществляющие функции по защите прав ребенка）」「子どもの社会（的）復帰」「子どもの社会的適応」「子どもの法定代理人（законные представители ребенка）」「子どもの経済的搾取（экономическая эксплуатация）」「孤児（ребенок-сирота）」²⁴「保佐（попечительство）」「後見（опека）」²⁵「障害児（ребенок-инвалид）」「困難な生活状況下の子ども」「里親養育（патронат）」「子どもの権利委員」。

これらは4か国の権利法にとってキーワードの一部であるだけに、その定義が総則部分に記されているのは、権利条約の国内実施に従事する関係者、そのあり方に関心をもつ者（筆者もその一人）・組織・団体などにとって便利である。

条約第2条「差別の禁止」は、第1項で、「子ども一人一人」は、自らと親（代理人）のさまざまな属性や宗教・（政治的）意見・教育（歴）・居住地・財産・健康状態などによって「いかなる種類の差別」も受けないとし、第2項で、そのために締約国が「あらゆる適当な立法上および行政上の措置をとる」と定めている。

これに対応したロシア以外の3か国の権利法はほぼ同一の内容である。すなわち、ベラルーシの第6条「子どもの平等」、カザフスタンの第4条「法的平等」、アゼルバイジャンの第6条「子どもの権利の平等」はともに、子どもが、条約第2条にいう差別を受けず、平等な権利を有することを述べたうえで、とりわけ婚内子と婚外子の平等性について指摘している。

他方、ロシアの権利法には差別を禁ずる独立した条文はなく、第4条「子どもの利益のための国家政策の目的」の第1項で、この目的のひとつとして「子どもに対する差別の防止」をあげているだけである。その意味で、ロシアの権利法における差別禁止の理念は、明確でも、全面的でもない²⁶。

条約第3条「子どもの最善の利益」²⁷は、第1項で、「子どもにかかわるすべての活動において」「子どもの最善の利益が第一次的に考慮される」とし、第2項で、親（代理人）の権利と義務を「考慮しつつ、子どもに対してその福祉に必要な保護およびケアを確保〔保障〕することを約束し、この目的のために、あらゆる適当な立法上および行政上の措置をとる」と述べ、第3項で、「子どものケアまたは保護に責任を負う機関、サービスおよび施設が」「権限ある機関により設定された基準に従うことを」保障する。

この点に関するアゼルバイジャン以外の3か国の権利法にほぼ共通する特徴として、次のように、「最善の利益」ではなく、「適法な利益」「法律上の利益」あるいは「正当な利益」（законные интересы）²⁸という用語が使われている点がある。

ロシアの権利法では、第7条「子どもの権利と正当な利益の実現・保護における〔中央政府・地方政府²⁹とその職員による子どもへの〕支援」、第11条「職業指導・職業訓練・雇用分野における子どもの権利と正当な利益の保護」、第13条「子ども向け社会基盤形成における子どもの権利と正当な利益の〔中央政府・地方政府の各行政機関による〕保護」がそれである。さらに、条文の見出

しに「正当な利益」とないものを含めると、権利法の20か所でこの用語が使われ、そのすべてで「子どもの権利と正当な利益」というように並置されている。他方、権利条約では、8か所で「最善の利益」を単独に使用している。

ベラルーシの権利法では、第3条「子どもの権利と正当な利益を保護する国家機関と他の組織。本法規定の実施における国家機関と非政府組織（негосударственная организация）の活動の調整」と、第13条「子どもの権利と正当な利益の保護」が、見出しに「正当な利益」を含む。このうち後者は、保護の法的側面について次のように規定している。

14歳以上児は、自らの権利と自由の行使・保護のため、親（保佐人）の同意なしに、裁判所、他の国家機関・組織、公務員・市民との関係において、いつでも弁護士と他の代理人の援助を受ける権利を含めて、法的支援を受ける権利を有する。

子どもの利益のための子どもと親（後見・保佐人）への法的支援は、法令によって確立された手続に従って、弁護士会の費用で、弁護士によって提供される。

1989年の国連子どもの権利条約と他の法令に規定されている子どもの権利が侵害された場合、子どもは、未成年者問題委員会（комиссии по делам несовершеннолетних）、後見・保佐機関（органы опеки и попечительства）、検察庁（прокуратур）に訴える権利を有し、14歳に達すると、自らの権利と正当な利益の保護を裁判所に求める権利、法定代理人を通じて自らの権利と正当な利益を保護する権利を有する。

ベラルーシの権利法では、14歳を節目として、それに達した子どもは、自らの権利と利益を自ら守るのに必要な法的行動がある程度まで行なえるようにされている。このように、子ども期をおおむね思春期前と思春期以後で区分する傾向は、4か国の権利法に共通しており、幾つかの条文でみられる。他方、権利条約ではこうした区分が行なわれていない³⁰。

カザフスタンの権利法では、第2章「子どもの利益のための国家政策」の第6条「子どもの利益のための国家政策の目的」と第8章「子どもの権利と正当な利益の保護」が、見出しに「（正当な）利益」を含む。条文では20数か所でこの用語が使われており、第6条を含めて、その多くが「権利」と対になっている。

アゼルバイジャンの権利法では少し異なり、これまでの3か国の権利法にある「正当な」という修飾語なしに、第5条で「子どもの利益の優先」について以下のように規定している。

国家機関とすべての自然人・法人は、その活動において子どもの利益を第一に考え、子どもの権利保障の環境を整えなければならない。共和国の規範的法令と関連行政機関の決定が子どもの利益に反したり、その実施によって子どもの生命・発達・養育を害したりしてはならない。子どもの権利と利益を制限するいかなる取引も無効である。

ここでは、他の3か国の権利法と修飾語の有無で異なるだけでなく、政策レベルとともに、それを立案する国家機関と「すべての自然人・法人」の活動においても、「子どもの利益の優先」を求めている。この点だけからすれば、アゼルバイジャンの権利法が権利条約第3条を最もよく反映して

いる。なお同法でも、他の5か所では、「権利」と「利益」が並置されている。

ロシア、ベラルーシ、カザフスタンの権利法に特徴的な「最善の利益」をめぐる2つの点——「最善の利益」ではなく「正当な利益」であること、後者が「権利」と対になっていること——は何を意味しているのか。国連子どもの権利委員会の一般的意見第14号「自己の最善の利益を第一次的に考慮される子どもの権利（第3条第1項）」（2013年）が懸念するように、「最善の利益」の「都合のいいように使われる余地」が3（4）か国の政府によって利用され、「法令に規定された利益」（だけ）が「最善の利益」である、と限定されているのであろうか。

権利条約第4条「締約国の実施義務」は、子どもの「権利の実施のためのあらゆる適当な立法上、行政上およびその他の措置」に言及しており、そのなかには、表2の註でふれたように、子どもの権利委員（会）に関する規定も含まれる。そのため、本条を反映した権利法の条文は、4か国とも複数にわたる。

ロシアの権利法の関連条文として、まず、条約第4条のいう「立法上」の措置に関するものとして、第2条「本法が規制する関係」、第3条「ロシア連邦の子どもの権利の基本的保障に関する連邦法」、第6条「ロシア連邦における子どもの権利の法的保障」、第25条「本法に準拠した法規範の導入」がある。つぎに「行政上」の措置に関するものとして、第4条「子どもの利益のための国家政策の目的」、第5条「ロシア連邦における子どもの権利保障を実施する連邦と連邦構成主体の各国家権力の権限」、第16条「中央政府・地方政府における子どもの権利保護施設」、第21条「子どもの利益のための国家政策を実施する措置の資金調達」がある。さらに子どもの権利委員（会）に関するものとして、第16-1条「ロシア連邦大統領付属の子どもの権利委員と連邦構成主体の子どもの権利委員」などがある。

これらの条文の内容を簡単に紹介すると、「立法上」の措置に関する第2条は、「子どもの権利と正当な利益の基本的保障（гарантии）の実施に関連して生じる関係を規制する」ことが権利法の役割であるとする。第3条は、そのために必要な「子どもの権利の基本的保障に関する連邦法」として、中央政府の憲法・権利法などと地方政府の法令などをあげる。第6条は、これらの法令とロシアが批准した国際条約などに従い、子どもが「生まれながらにして」もつ「人権・市民的権利と自由」は「国家によって保障される」とする。

「行政上」の措置に関する第4条では、子ども政策の目的として計4号があげられ、その第1号のなかに「子どもに対する差別の防止」があることは前述した。他にそこに並置されているのは、「子どもの権利の実現」「権利と正当な利益の基本的保障の強化」「侵害された権利の回復」などである。また、第3号では「子どもの身体的・知的・心理的・精神的発達、愛国心・市民意識の育成、人格の形成」も子ども政策の目的とされる。このように性質の異なるものが子ども政策の目的として列挙され、そこに愛国心が入っている³¹。

第5条は、子どもの権利保障を実施する際の中央政府と地方政府の権限の分担を規定し、前者は全国的な子ども政策を立案し、後者はそれを実施する、と定めている。第21条は、子ども政策の実

施に必要な費用の調達先として、連邦予算・予算外財源（внебюджетные источники）³²と連邦構成主体の予算をあげる。

子どもの権利委員（会）に関する第16-1条は、中央政府と地方政府にそれぞれ委員（会）を設け、「子どもの権利と正当な利益の保護」にあたるとしている。その際、中央政府の子どもの権利委員（会）は「大統領付属（при Президенте Российской Федерации）」であるとされている。同条は2011年11月に追加され、2018年12月に改正されており、そのどちらかの段階で、「大統領→子どもの権利委員（会）」という垂直関係が生まれたものと考えられる。

この条文は「人権の促進・保護のための国内機関の地位に関するパリ原則」（1993年）に反するので、厳密に言えば、ロシアの子どもの権利委員（会）はその名に値しない組織である。そうした批判を無視して第16-1条が子どもの権利法に追加されたことの重要性は、ウクライナ侵略戦争下で明白になった³³。

つぎに、ベラルーシの権利法では、第2条「本法の適用範囲」で、権利法の対象が子ども政策の原則と「子どもの法的地位、子ども保護の組織・個人の義務」であるとする。続けて前述の第3条で、「子どもの権利と正当な利益を保護する国家機関」として「未成年者問題委員会、後見・保佐機関、検察庁、裁判所」などを列挙する。さらに、権利条約第4条のいう「国際協力の枠組」のなかでの権利実施の措置の具体化として、第38条「国際条約（международные договоры）」と第39条「国際協力（международное сотрудничество）」を設けている。他方、子どもの権利委員（会）に言及した条文はベラルーシの権利法にない。

カザフスタンの権利法の第2条では、「本法の効力（действие）」が、国民の子どもだけでなく、国民でない子どもにもおよび、「国民として定められた権利と自由を享受し、責任を負う」とされる。第3条では、「子どもの権利に関する立法」として、憲法・権利法と他の規範的法令、批准した国際条約をあげ、権利法にない規定が国際条約にあるときは、その「規定が援用される」として、権利条約の直接適用が規定されている³⁴。

第6条「子どもの利益のための国家政策の目的」は、ロシアの権利法の第4条第1項と似ており、その第1項第4号には、「子どもの身体的・知的・精神的・道徳的発達を促し、愛国心と市民意識、平和主義（миролюбие）を育み、社会と国家の民族の伝統（традиция народов государства）、国内外の文化の成果のうえに人格を完成する」とある。

第7条では、「子どもの権利保護問題に関する中央・地方行政機関の権限」が定められている。2016年4月に追加された第7-1条は子どもの権利委員会に、第7-2条は子どもの権利委員に関する条文である。それぞれの全文は次のとおりである。

第7-1条 子どもの権利委員会（Институт Уполномоченного по правам ребенка）

1. 子どもの権利委員会は、大統領によって設立され（учреждается Президентом Республики Казахстан）、国家機関・公的機関と協力しながら、子どもの権利と正当な利益を保障し、侵害された権利と自由を回復するため、自発的に活動を行なう。

2. 子どもの権利委員会の活動は次の原則にもとづく。

1) 合法性、2) 独立性、3) 子どもの利用しやすさ、4) 子どもの権利と正当な利益の保護の優先、5) 客観性、6) 公開性。

3. 子どもの権利委員会の活動は、共和国の憲法・法律・大統領令と規範的法令にもとづく。

第7-2条 子どもの権利委員

子どもの権利と正当な利益を保護するため、子どもの権利委員は次のことを行なう。

1) 子どもの権利・自由と正当な利益の侵害に関する提訴（обращение）と、子どもの権利・自由と正当な利益を侵害する中央・地方行政機関、組織・企業とその職員の決定・行為（不作為）に関する苦情の審理、

2) 侵害された子どもの権利・自由と正当な利益が妨げられることなく実現・回復するための支援、

3) 共和国の法令改正の勧告の作成と政府への提出、

4) 未成年者が収容されている教育・保健・社会保護・防衛・文化・スポーツ制度の国家機関・国立施設、および刑事施設への自由な出入り（доступ）[査察]、

5) 子どもの権利に関わる国家機関・公的機関の文書の自由な閲覧、

6) 本法と共和国の他の法令、大統領令によって付与されたその他の権限の行使。

これらの条文からは、ロシアやベラルーシの権利法で明らかでなかった子どもの権利委員（会）の性格や役割などがよくわかる。

ここでの問題は、ロシアの権利法にみられた「大統領付属」という規定と、上記第7-1条第1項の「大統領によって設立され」というそれとの異同である。ただ、後者は、その直後に「自発的に（на общественных началах）³⁵活動を行なう」とあることから、「設立」云々は単なる経過の記述で、条文の立法者意思は「自発的」に置かれていると考えてよいかもしれない。

以上の3か国と異なり、子どもの権利委員（会）が未設置のアゼルバイジャンの場合、条約第4条の実施義務については、まず、第2条「子どもの権利に関する立法」、第3条「国家の子ども政策」、第4条「子どもの権利保護の機関・団体・組織」がある。このうち、第2条では、権利法と「共和国の他の規範的法令」が子どもの権利に関する法令であり、上位に位置するのは権利法であるとする。第3条では、ロシアやカザフスタンとは異なり、単に「立派な市民（достойный гражданин）として形成されること」が子ども政策の目的とされる。第4条では、第1項で「国家は子どもの権利の遵守を監督する」とし、第2項で子どもの権利保護の機関などを列挙している。そのなかに、ロシア語版ではないものの、アゼルバイジャン語版では、子どもの権利委員（会）ではなく、人権（擁護）委員が含まれており、その役割として子どもの権利委員のような機能を果たすことが規定されているようである³⁶。さらに、第45条「国際条約」では、カザフスタンの第3条と同じく、国際条約の直接適用を示している。

以上が子どもの権利条約の「総則」的規定を反映した4か国の権利法の条文のあらましである³⁷。

つぎに、条約第6、7条に対応する4か国の権利法の条文をみよう。

権利条約第6条「生命への権利、生存・発達の確利」は、第1項で生命への固有の権利を、第2項で生存・発達の最大限の保障を規定している。

これを反映したロシアの権利法第14-1条「子どもの身体的・知的・精神的・心理的・道徳的発達を促進するための措置」には、2009年4月と2015年6月の追加もあって、長文の全8項が並んでいる。それらの主語は、「中央政府・地方政府・地方自治体の各行政機関」「親（代理人）」「子どもに関わる活動を行なう者（略称）」「法人または法人を設立せずに企業活動をする市民（юридических лиц или граждан, осуществляющих предпринимательскую деятельность без образования юридического лица）」「国民」などである。これらが第14-1条の見出しにある発達を促す環境を整えたり、逆に、その発達を阻害する種々のものを取り締まったりする規定が詳細に続く一方、条約第6条のいう2つの権利そのものに関する規定は見当たらない。

他方、条約第6条第1項の権利について明確なのがベラルーシの権利法第4条「生命への権利（право на жизнь）」である。その全文は次のとおりである。

すべての子どもは、生命に対する不可侵の権利（неотъемлемое право）を有する。

国家は、子どもの生命をいかなる不法な侵害からも保護しなければならない。

死刑（смертная казнь）と無期懲役（пожизненное заключение）を子どもに適用してはならない。

第1、2項で条約第6条第1項の権利が簡潔に繰り返されている（第3項については後述）。他方、同条第2項の生存・発達の権利に該当する条文はベラルーシの権利法にない。

カザフスタンの権利法では、第10条で「生命、個人の自由、尊厳、プライバシーの権利」と並置している。また、発達の権利を見出しにもつ条文はないものの、第12条第1項の「すべての子どもは、十全な身体的・心理的・道徳的・精神的発達に必要な水準の生活と環境を得る権利を有する」などのような関連規定がみられる。

権利条約第6条の2つの権利をよく反映しているのが、アゼルバイジャンの権利法の第8条「（子どもの）生存と発達の権利（право ребенка жить и развиваться）」と、第9条「（子どもの）生命と健康を保護される権利（право на защиту жизни и здоровья ребенка）」である。

4か国の権利法ともに、「強弱」というか、「濃淡」というか、内容上かなりの違いがあるものの、権利条約第6条の国内実施の第一歩として、それを反映した条文を備えている。

権利条約第7条「名前・国籍を得る権利」については、ロシア以外の3か国の権利法に該当する条文がみられる。

ベラルーシの第7条は「国籍を得る権利」、第20条は「名前を得る権利」に関するものである。前者は、権利の存在を確認したあと、「子どもの国籍の取得と変更の根拠・手続は、国籍問題を規定する共和国の法令と国際条約によって定められている」とする。これらを、アゼルバイジャンの第10条は「名前と国籍に関する権利」と一括している。

カザフスタンでは、第9条「個性（индивидуальность）とその保持の権利」が、出生登録と、名・姓・父称、民族・国籍をもつ権利について定めている。

本節では、権利条約のうち、「子どもの定義」「差別の禁止」「最善の利益」「締約国の実施義務」という総則部分と、「生命への（固有の）権利と生存・発達の最大限の保障」「名前と国籍を得る権利」に関する規定に該当する4か国の権利法の条文を比べた。「名前・国籍の権利」に関する条文がロシアの権利法にないことを除くと、これらの規定を反映する条文が4か国（の権利法）に含まれていた。ただ、①ベラルーシとアゼルバイジャンで子どもの定義に行為能力の有無が加わる、②差別禁止を明確に規定する条文と名前・国籍の権利の条文がロシアにない、③「最善の利益」が「正当な利益」に置き換わっている、④国内実施に重要な子どもの権利委員（会）についてアゼルバイジャンに規定がない、という点も確認された。

【2】「生存の権利」と「発達の権利」

まず、節題にある2つの柱に区分した4か国の権利法の条文を表3に示す。

表3 「生存の権利」と「発達の権利」に該当する条文の対応関係

権利条約	ロシア (1998)	ベラルーシ (1993)	カザフスタン (2002)	アゼルバイジャン (1998)
「生存の権利」				
(24) 健康・医療	第10条	第5条	第8条	第9条
(25) 定期的審査	－	－	－	－
(26) 社会保障	－	第21条	第17条	第29条
(27) 生活水準	－	第8, 18条	第12, 14, 14-1, 18条	第13, 20条
「発達の権利」				
(7) 親を知る権利	－	第15条	第21条	－
(8) アイデンティティ保全	－	(第9条)	第9条	(第12条)
(9) 親からの分離禁止	－	第15, 16条	第21, 25, 26条	第17, 18条
(10) 家族再会	－	－	－	－
(11) 国外不法移送等の防止	－	－	－	－
(18) 親の養育責任	－	第17, 21条	第22～24条	第19条
(20) 家庭的環境	－	第29条	第27, 28-1, 29, 30条	第31, 33, 34, 41条
(21) 養子縁組	－	－	第28条	第32条
(28) 教育権	(第9条)	第23条	第15条	第11, 22, 23条

(29) 教育の目的	—	—	—	—
(31) 休息・余暇・遊び、 文化・芸術	(第12, 12-1 ～6条)	第22, 25条	第19, 34条	第25条

註：権利条約の各条文の見出し：第7条「(名前・国籍を得る権利、) 親を知り養育される権利」、第8条「アイデンティティの保全」、第9条「親からの分離禁止と分離のための措置児童」、第10条「家族再会のための出入国」、第11条「国外不法移送・不返還の防止」、第18条「親の第一次的養育責任と国の援助」、第20条「家庭環境を奪われた子どもの保護〔代替的養護〕」、第21条「養子縁組」、第24条「健康・医療への権利」、第25条「医療施設などに措置された子ども〔措置児童〕の定期的審査」、第26条「社会保障への権利」、第27条「生活水準への権利」、第28条「教育への権利」、第29条「教育の目的」、第31条「休息、余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加」。

（1）「生存の権利」

権利条約第24条「健康・医療への権利」は、第1項で、「到達可能な最高水準の健康の享受」と「疾病の治療」「リハビリテーションのための便宜」の権利と、それに「アクセスする権利」をすべての子どもに保障し、第2項でその具体策を列挙し、第3項で「健康に有害な伝統的慣行」の「廃止」、第4項で「国際協力」と「発展途上国のニーズ」への「特別な考慮」を定める。

これに対応する条文は、次のように、4か国の権利法に含まれている。すなわち、ロシアの第10条「(子どもの) 健康保護の権利 (право детей на охрану здоровья) の保障」、ベラルーシの第5条「健康の保護と増進の権利 (право на охрану и укрепление здоровья)」、カザフスタンの第8条「健康保護の権利」、アゼルバイジャンの第9条「生命と健康を保護される権利 (право на защиту жизни и здоровья)」である。

そのなかで最も詳しく規定しているカザフスタンの第8条の全文は次のとおりである。

1. すべての子どもは、健康保護に関する不可侵の権利を有する。
2. 国家は、健康な子どもの出生を保障するため、母親の健康を保護する環境を整備する。
3. 子どもの健康保護の権利は、次によって保障される。

- 1) 子どもの健康保護分野における共和国の法令の採択、
- 2) 子どもの健康的なライフスタイルの宣伝と奨励、
- 3) 子どもの健康保護分野における科学研究に対する国家支援、
- 4) 子どもと親の健康状態の管理と小児疾患の予防、
- 5) 質の高い医療扶助の提供、
- 6) 子どもの健全な発育に必要なふさわしい環境の整備、
- 7) 適正な品質の子ども用食品の生産と販売の管理。

4. 国家は、共和国の法令に従って、医療扶助の無料枠 (бесплатный объем медицинской помощи) を子どもに保障する。

5. 子どもの生命・健康と正常な心身の発達に有害な科学実験と他の実験は禁止される。

以上のうち、第2項の「健康な子どもの出生」には優生学的発想がみられる（第8条は2010年11月に改正されている）。第4項のいう子どもの医療費の無料化は、ソ連期の制度慣行の継続であり、

条約第24条第1項にあるアクセス権に沿っている。

条約第25条「医療施設などに措置された子ども〔措置児童〕の定期的審査（периодическая оценка）」に対応する条文は4か国の権利法に見当たらない³⁸。

条約第26条「社会保障への権利」は、ロシア以外の3か国の権利法に次のような条文がある。すなわち、ベラルーシの第21条「国家による家族の社会的保護」、カザフスタンの第17条「国家扶助（государственная помощь）を受ける権利」、アゼルバイジャンの第29条「子どもへの社会扶助」、である。その内容は、条約第26条のいう「社会保険を含む社会保障を享受する権利」「完全な実現を達成するために必要な措置」が規定されており、特にカザフスタンの第21条では、孤児・無保護児に対する権利保障に2項を割いている。

条約第27条「生活水準への権利」は、第1項で、諸側面の発達に「十分な生活水準に対するすべての子どもの権利」、第2項で、親（代理人）の「〔子どもにとって〕必要な生活条件を確保する第一次的な責任」、第3項で、親（代理人）に対する国家による援助の措置と計画、第4項で、国内外に住む親（代理人）からの扶養料の回収について規定している。

生活水準への権利は条約でこのように多面的に定められている一方、3か国の権利法では、それらを部分的に反映した条文しかない。すなわち、ベラルーシの第8条「適正な生活水準への権利」と第18条「住居の権利（право на жилище）」、カザフスタンの第12条「必要な生活水準への権利」、第14条「住居の権利」、第14-1条「孤児・無保護児の住居確保の保障」、第18条「国家最低社会基準（государственные минимальные социальные стандарты）の制定」、アゼルバイジャンの第13条「必要な物的支援を受ける権利」と第20条「住居の権利」、である。

これらの見出しからわかるように、3か国の権利法における生活水準に関する条文は条約第27条第1、3項を受けており、その他に住居の権利をうたった条文がある。

（2）「発達の権利」

この柱に括られる権利条約の計11条は、「家庭的な環境への権利」（第7～11、18、20、21条）、「教育への権利」（第28、29条）、「休息・遊び・文化的芸術的生活への権利」（第31条）という3つに小区分される。条約と権利法の各条文の対応関係を順にみていこう。

第1に、「家庭的な環境への権利」に属する条約の8つの条文についてである³⁹。

権利条約第7条第1項の後半にある「親を知る権利および親によって養育される権利」に対応する権利法の条文として、ベラルーシの第15条「家庭で暮らす権利（право на проживание в семье）」があり、その第1項は、「すべての子どもは」「家庭で暮らし、自らの両親のことを知り、その世話を受け、ともに生活する権利を有する」と定めている。同じ趣旨のカザフスタンの第21条の全文はすぐ下で引用する。

条約第8条「アイデンティティの保全」は、第1項で、締約国が、国籍・名前・家族関係を含む「アイデンティティ（индивидуальность）を保全する権利を尊重すること」について、第2項で、

それが「違法に剥奪される場合」、それ「を回復させるために適当な援助および保護を与える」ことについて定めている。

これに対応する権利法の条文として、カザフスタンの第9条「アイデンティティとその保持の権利」があり、条約第8条第1項の内容を反映している。他方、ベラルーシの第9条は「人格不可侵（неприкосновенность личности）の権利」という見出しをもつものの、その内容は、見出しの後半にある「搾取・暴力から保護される権利」に置かれている。アゼルバイジャン第12条「自由と人身の不可侵（личная неприкосновенность）に関する権利」も同様である。

条約第9条「親からの分離禁止と分離のための手続」の第1項は、「子どもが親の意思に反して親から分離されないこと」と、「このような分離が子どもの最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない」こと、それは「親によって子どもが虐待もしくは放任される場合、または親が別れて生活」する場合であることを、第2項はそうした分離の手続を、第3項は分離後の「定期的に親双方との個人的関係および直接の接触を保つ権利」を定めている（第4項については略）。

これに対応した3か国の権利法の条文のなかで、条約の規定を詳細に反映しているのが、カザフスタンの第21、25、26条である。それぞれの全文を以下に引用しよう。

第21条 家庭で暮らし育つ権利（право ребенка жить и воспитываться в семье）

すべての子どもは、その利益に反する場合を除き、家庭で暮らし育つ権利、親と他の近い血族を知る権利、その世話（забота）と養育を受ける権利を有する。

第25条 親と一緒に暮らす権利（право на совместное проживание с родителями）

1. 子どもは、親または（他の）法定代理人と一緒に暮らす権利を有する。
2. 子どもと親または（他の）法定代理人の意思に反して、子どもを親または（他の）法定代理人から分離することは禁止される。〔親子〕分離に関する決定は、例外的な場合に限り、また子どもの保護に必要な範囲でのみ、裁判所によって行なわれる。

3. 親の別居に伴う子どもの居住地は、父母間の合意（書）によって定められる。その合意（書）がない場合、父母間の紛争は裁判所によって解決される。この場合、裁判所は、親の個人的資質と状況、子どもの利益と意見を考慮する。

第26条 別れている親と連絡する権利（право ребенка на общение с отдельно проживающими родителями）

1. 子どもは、その生命と健康を脅かすことがない限り、別れている親に関する情報を入手し、親と面会し、連絡する権利を有する。
2. 本条に定める子どもの権利の制限に関連して生じた紛争は、司法手続で解決される。

詳細かつ簡明な条文なので、説明は不要であろう。他方、ベラルーシの権利法の第15条（前述）は、「自らの利益のために親の……一方と別居する必要がある場合」「同居する親の一方を選ぶ権利は、10歳以上児に与えられる」と規定している。続く第16条「親と離れて暮らす権利」は、上に引

用したカザフスタンの第26条とほぼ同じ内容である。アゼルバイジャンの権利法の第17条「家庭で暮らす権利」と第18条「親と別れて暮らす子どもの権利（права детей, живущих отдельно от родителей）」も、両国の権利法の規定と類似している。

このように、権利条約第9条の、ある意味で矛盾した性格を反映して、カザフスタンとアゼルバイジャンの権利法では、a) 原則として、親からの子どもの分離を禁止しつつ、子どもの権利を守るために最小限の分離を認める、b) その際も親子の連絡はとれるようにする、c) これらの過程の要点で裁判所が関与する、とされている。また、ベラルーシの場合は、10歳に達した子どもの意見表明を重視している。

条約の第10条「家族再会のための出入国」と第11条「国外不法移送・不返還の防止」に相応する条文は、4か国の権利法に見当たらない。これら、特に後者に関係する「国際的な子の奪取の民事〔上の側〕面に関する条約」（通称「ハーグ条約」、1980年）を、ベラルーシは1998年に、ロシアは2011年に、カザフスタンは2013年に批准しているので（アゼルバイジャンは署名・批准ともに未だ）、それに伴った改正が3か国の権利法には必要である。

条約第18条「親の第一次的養育責任と国の援助」は、第1項で、親（法定代理人）が「子どもの最善の利益」を考えて、その「養育および発達に対する第一次的責任」を果たす必要があるとする。第2項で、国家による、こうした親の養育責任への援助と「子どものケアのための機関、施設およびサービスの発展」⁴⁰の保障、第3項で、「働く親をもつ子どもが、受ける資格のある保育サービスおよび保育施設から利益を得る権利」⁴¹について定めている。

これに対応する3か国の権利法の条文として次のものがある。ベラルーシの権利法では、第17条「子どもに対する家族の責任（ответственность семьи за ребенка）」が上記の第1項に、前述の第21条「国家による家族の社会的保護」が第2項に応じたものである。カザフスタンの権利法では、第22条「家庭内の権利」と第24条「子どもの養育・身上監護（уход）・扶養に対する親の義務」が第1項に、第23条「子育て家庭への国家の支援」が第2項に呼応している。アゼルバイジャンの権利法では、第19条「親の権利と義務」が第1項を反映している。ただ、3か国の権利法ともに、条約第18条第3項に対応する条文が見当たらない。

条約第20条「家庭環境を奪われた子どもの保護」の第1項は、見出しにある子どもに対する「国によって与えられる特別な保護および援助を受ける資格」について、第2項では、彼らに対する代替的（社会的）養護（замена ухода）の保障について定めている。第3項では、代替的養護の具体例をあげたあと、「子どもの養育に継続性が望まれる」ことと、「子どもの民族的、宗教的、文化的小および言語的背景について正当な考慮を払う」意義を規定している。

第20条の中心概念である代替的養護については、すでに拙稿でロシアとカザフスタンについて論じたように⁴²、ソ連期から一定の実践的・理論的蓄積がある分野である⁴³。それだけに、3か国の権利法とも、該当する条文でやや詳しく規定している。すなわち、ベラルーシの第29条「孤児・無保護児の権利保護」、カザフスタンの第27条「後見・保佐人、里親、ファミリーホーム（приемная

семья)」、第28-1条「ゲストファミリー (гостевая семья)」、第29条「教育施設・医療施設と他の施設における子どもの扶養と養育」、第30条「子どもの権利保護機能をもつ施設 (организации, осуществляющие функции по защите прав ребенка)」、アゼルバイジャンの第31条「無保護児の保護措置」、第33条「寄宿学校 (школ-интернат) における子どもの養育環境」、第34条「寄宿学校の退所児の保護」、第41条「特別教育施設 (специальные учебно-воспитательные учреждения) の入所児の権利」である。

これらのうち、ベラルーシの権利法第29条の全文は次のとおりである。

国家は孤児・無保護児を支援する。法令で定められた手続に従って、彼らには国家の支援と他の社会的保護の保障が提供される。

法令によって子どもの権利と正当な利益を保護する権限を与えられた後見・保佐機関と他の組織は、孤児・無保護児を家庭的養護に委託するためにあらゆる措置を講じなければならない。その際、子どもの利益を考慮して、子どもの血族 (родственник)⁴⁴または国内に永住する国民の家族に優先的に委託される。

法律で定められた手続に従って、国民である孤児・無保護児の養子縁組と後見・保佐人への委託は、外国に永住する国民、外国籍の市民、無国籍者にも認められる。その場合、法令に従って、子どもは、市民権・財産権・住居権 (права на гражданство, имущество, жилье) と個人的非財産的・財産的権利 (иные личные неимущественные и имущественные права) を保持する。

孤児・無保護児は、家庭的養護に委託できない場合、児童養護施設 (детские интернатные учреждения) に入所する。

里親家庭、後見・保佐人家庭、家庭型児童ホーム (детские дома семейного типа)・児童養護施設においては、国家の保護下にある孤児・無保護児の完全な身体的・知的・精神的発達と自立生活準備を保障するため、家庭の状態に近い必要なあらゆる環境が整えられ、子どもの母語・文化と民族的慣習・伝統の保存が保障される。

ベラルーシにおける代替的養護については未だ概観していないものの、註42の拙稿でみた10年余り前のロシアと最近のカザフスタンの場合、権利条約のいうように、代替的養護の中心が「施設養護から家庭的養護へ」と移りつつある。この移行については上で引用したベラルーシの第29条第4項にも明記されている。もうひとつ、4か国の権利法にほぼ共通なのは、家庭的養護の委託先として、「当該の子どもの血族」-「国民」-「外国に永住する国民」-「国内に住む外国人・無国籍者」という順に検討され、決まるということである。

つぎに、家庭的養護の一タイプに関する権利条約**第21条「養子縁組」**は、縁組時に「子どもの最善の利益が最高の考慮事項」であり、「養子縁組が権限ある機関によってのみ認可される」としたあと、国際養子縁組について4点の留意事項を列挙している。

4か国の権利法で養子縁組に関する条文を含むのは、それを見出しにもつかザフスタンの第28条とアゼルバイジャンの第32条である。このうち後者は、条約第21条の主要点を反映しており、国内

養子縁組は共和国の法令に、国際養子縁組は「国際条約（межгосударственное соглашение）⁴⁵と共和国の法令」にもとづくと定めている。

「発達の権利」の第2の小区分「教育への権利」に入る条約の第28条「教育への権利」と第29条「教育の目的」に進もう。このうち、後者に対応した条文は、4か国の権利法ではなく、教育法に含まれている。

前者は、第1項で、無償で義務的な初等教育、中等教育の発展と無償化の導入、能力にもとづいた高等教育の機会拡大、中途退学率の減少などを定め、第2項で、子どもの尊厳・権利にもとづいた学校（での）懲戒について述べ、第3項で、教育に関する国際協力を奨励する。

条約第28条の主に第1項を反映した条文が、ベラルーシの第23条「教育（образование）の権利」、カザフスタンの第15条「教育（образование）の権利」、アゼルバイジャンの第11条「教育（воспитание）の権利」と第22条「教育（образование）の権利」である⁴⁶。最後者の権利法には、第23条「才能ある子どもに対する国家の配慮」という条文もある⁴⁷。

これらの条文の規定にはかなり濃淡がある。最も簡素なのがベラルーシの第23条で、第1項は、すべての子どもの教育を受ける権利（право на получение образования）を、第2項は、これが無償であることのみを規定している（第3項は、アゼルバイジャンの権利法第23条に該当する内容である）。逆に、やや詳しいのがカザフスタンの第15条である。その第1項は、条約第28条第1項と同様に、教育階梯（段階）別の性格づけを行ない、第2項は、条約の同条第2項を反映した内容を述べ、第3項は、発達上の特別支援を必要とする子どもの教育の権利にふれ、第4項は、社会的保護を必要とする子どもの教育費の国家負担について定めている。

他方、ロシアの権利法にも第9条「教育分野の活動実施における子どもの権利保護の措置」があるものの、その内容は見出しにある措置に関するもので、教育権にはふれていない。

第3に、条約第31条「休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加」についてである。同条の第1項は、条文の見出しにある権利を、第2項は、その保障「のための適当かつ平等な機会の提供」について規定している。

これをほぼ忠実に反映したのが、ベラルーシの権利法の第22条「国内外の文化との接触」と第25条「休息の権利」、この順序を逆にしたカザフスタンの第19条「休息と余暇の権利」と第34条「国内外の文化との接触」、両条文の内容をひとつにしたアゼルバイジャンの第25条「休息の権利」である。

他方、3か国の権利法のこれらの条文と内容が異なるものの、「休息（отдых）」という見出し語が同じなのは、ロシアの第12条「休息と療養の権利の保護」と、それに続く第12-1条「子どもの休息・療養分野における中央政府・地方政府・地方自治体の各行政機関の権限」から、第12-6条「子どもの休息・療養施設に関する情報の信頼性・妥当性・完全性に関する地域ごとの国家管理（監督）」までの追加条文である⁴⁸。これらの条文の対象となっているのは障害児や病弱児などであり、彼らのための休息・療養や保養の施設である。そのため、ロシアの権利法は条約第28、31条に相当

する条文をもたない。その結果、条約の「発達の権利」の柱に属する諸権利に関する条文が欠けた権利法となっている、

本節では、4か国の権利法における生存と発達の権利に関する条文を比べてみた。次節でみる「参加の権利」を含めて、ロシア（の権利法）にはこれらの条文がほとんどない一方、他の3か国では、一部の条文を除いて、条約の規定をよく反映している。ただ、①「健康・医療の権利」に関する条文に優生学の影響の残る部分がある、②「生活水準への権利」に関して「住居の権利」が重視されている⁴⁹、③家庭的な環境への権利に属する条約第9、18、20、21条を受けた権利法の条文で孤児・無保護児が重視されている⁵⁰、という特徴もみられた。

【3】「参加の権利」

本節では、子どもの権利条約の「軸」である「（意見表明・）参加の権利」について、4か国の権利法の内容を比較してみたい。まず、これまでと同じような表をあげる。

表4 「参加の権利」に該当する条文の対応関係

権利条約	ロシア (1998)	ベラルーシ (1993)	カザフスタン (2002)	アゼルバイジャン (1998)
(12) 意見表明	—	第11条	第11条	—
(13) 表現・情報	—	第11条	第11条	第14, 15条
(14) 思想・良心・宗教	—	第10条	第11, 35条	第14条
(15) 結社・集会	—	第26条	第11条	第26条
(16) プライバシー・通信・名誉	—	第27, 28条	第10条	第27条
(17) 適切な情報	第14条	第37-1～3条	第39条	第11条

註：権利条約の各条文の見出し：第12条「意見表明権」、第13条「表現・情報の自由」、第14条「思想・良心・宗教の自由」、第15条「結社・集会の自由」、第16条「プライバシー・通信・名誉の保護」、第17条「適切な情報へのアクセス」。

これらの6つの条文は、「自己決定・自立」の権利である第12、16条と、「市民的参加」の権利である第13～15、17条とに小区分される⁵¹。

このうち前者の第12条「意見表明権」は、第1項で、この権利を「子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解（взгляды）を表明する権利」と定義し、「子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される」と社会的に位置づける。第2項で、その具体化として、「自己に影響を与えるいかなる司法的および行政的手続においても、直接にまたは代理人もしくは適当な団体を通じて聴聞される機会を与えられる」とする。

権利条約全体で重要な位置を占める第12条に対応する条文をもつのは、4か国の権利法のなか

で、ベラルーシの第11条「情報の入手・保存・発信の権利と思想の自由な表現〔表現の自由〕」と、カザフスタンの第11条「言論・良心・情報と社会生活（общественная жизнь）への参加の自由の権利」である。特に前者の第2項（全文）は、次のように、条約第12条によく対応している。

自己の意見を形成できるすべての子どもは、自らに影響を与えるすべての問題について自己の意見を自由に表明する権利を有し、子どもの意見は、その年齢に応じて、尊重されなければならない。特に、子どもは、法令の定める方法によって、自己に影響をおよぼす司法上または行政上の手続において、直接に、または代理人や適当な機関を通じて、意見を聴取される機会を与えられる。

カザフスタンの第11条第1項は、「すべての子どもは、言論・意見表明・良心の自由、……を有する」と列挙する項目のなかに意見表明権が入っている、という規定である。

他方、ロシアとアゼルバイジャンの権利法には関連条文が見当たらない。

続いて、条約第16条「プライバシー・通信・名誉の保護」に移ると、これに対応する4か国の権利法の条文として、ベラルーシの第27条「名誉と尊厳を保護される権利」と第28条「プライバシーへの違法な干渉と通信の秘密の侵害から保護される権利」、カザフスタンの第10条（前述）、アゼルバイジャンの第27条「名誉と尊厳を守る権利」、がある。

このうち、条約第16条を最もよく反映するカザフスタンの第10条は次のとおりである。

1. すべての子どもは、生命、個人の自由、尊厳、プライバシーの権利を有する。

2. 国家は、子どもの人格の不可侵を保障するとともに、身体的と（または）精神的な暴力、残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱い、性的性質の行為、犯罪活動への関与、反社会的行為の遂行、憲法に規定された人権・市民的権利・自由を侵害するその他の活動から、子どもを保護する。

つぎに、2つ目の小区分である「市民的参加」の権利である第13～15、17条について順に見てみよう。ここでも、最後の第17条を除いて、ロシアの権利法には該当する条文は見当たらず、それ以外の3か国の権利法を対象とする。

条約第13条「表現・情報の自由」の第1項では、見出しにある表現の自由と、「あらゆる種類の情報および考えを求め、受け、かつ伝える自由」が権利として認められている。第2項は、この権利に「一定の制限を課することができる」場合についてである。

ベラルーシの権利法では、前述の第11条の第1項が上の第1項を反復している。他方、カザフスタンでは第11条（前述）第1項が、アゼルバイジャンでは第15条が、情報の自由についてだけ定めており、表現の自由という用語は権利法の全文に見当たらない⁵²。アゼルバイジャンの第14条「良心・思想（мысль）・言論の自由」の言論の自由が表現の自由の一部であるとみなせるものの、現代社会では表現の手段が多様化しており、言論以外の表現の手段も多数あり、表現の自由という規定はやはり重要である。

条約第14条「思想・良心・宗教の自由」は、その第1項で、これらの自由への権利について、

第2項で、子どもがこの権利を行使する際、親（代理人）が「子どもの能力の発達と一致する方法で子どもに指示を与える権利および義務」について定めている。第3項は、「宗教または信念を表明する自由」の制限に関する条項である。

3か国の権利法では、ベラルーシの第11条（前述）が見出しに「思想表現の自由」を含むものの、そのなかに相当する規定はない。もしかしたら、2008年7月に失効したと注記されている第3項がそれに該当したのかもしれない。また、宗教の自由については、第10条「宗教への態度を決定する権利」が、第1項で、「宗教への態度を自主的に決定」することを保障し、第2項で、諸々のレベルでの宗教活動と宗教儀式への子どもの参加について認めている。

カザフスタンでは、第11条（前述）が良心の自由を含むほか、第35条「子どもと宗教」が上記のベラルーシの第10条とほぼ同じ内容を定めている。アゼルバイジャンでは、第14条（前述）の第1項が「すべての子どもに良心・信条（убеждения）・言論の自由がある」と規定し、第2項が「子どもの健康に有害な影響を与える宗教儀式への参加」を禁じている。

条約第15条「結社・集会の自由」は、第1項で、「子どもの結社の自由および平和的な集会の自由への権利」を明記し、第2項で、この権利に対して、「民主的社会において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない」とする。

これに対応する3か国の権利法の条文としては、まず、ベラルーシの第26条「結社の自由」があり、第2項で、「子ども・青少年団体の結成権」を子どもに認めつつ、「その団体の活動が、暴力による憲法秩序の変更、または戦争と社会的・民族的・宗教的・人種的敵対の宣伝を目的とするものでないことを条件と」している。つぎに、カザフスタンの第11条（前述）は、第1項で、「公的団体（общественные объединения）への自発的参加（добровольное участие）」「共和国の法令で認められた非営利組織と平和的な集会への自発的参加の権利」を定め、第2項で、公的団体の活動目的を列挙する。そのなかには「社会活動（социальная активность）」も入っている。さらに、アゼルバイジャンの第26条「公的団体（общественные организации）に団結する権利」が、第1項で、その権利を認め、第2項で、「公的団体・公的アマチュア団体（общественные любительские органы）の政治活動への関与」を禁じている。

以上の条文のうち、最初のベラルーシの第26条第2項にある条件は、条約第15条第2項のいう「国の安全もしくは公共の安全、公の秩序」の保護とおおむね合致する一方、最後のアゼルバイジャンの第26条第2項にある無限定の「政治活動への関与」の禁止は、たとえば平和的な（非暴力の）政治活動への参加も禁ずることになりかねない。そもそも政治と関わらない問題というのは、身近な事柄に限定しても、あまり存在しない。上記のカザフスタンの第11条第1項が「平和的な集会への自発的参加の権利」を明記していることと、アゼルバイジャンの条文とは逆の関係にさえみえる。

本稿の対象とする4か国の権威主義体制の強度を弱いほうから並べると、カザフスタン－アゼルバイジャン－ベラルーシ－ロシアの順になるであろう⁵³。条約第15条に対応する3か国の権利法の条文は、結果として、この強度と呼応している。

条約第17条「適切な情報へのアクセス」は、「子どもが多様な国内および国際的な情報源からの情報および資料、とくに自己の社会的、精神的および道徳的福祉ならびに心身の健康の促進を目的とした情報および資料へアクセスすること」の保障を求め、そのための5点の奨励策——マスメディアの「よい」情報・資料の普及、関連分野の国際協力、「子ども用図書」の製作および普及、少数者集団や先住民の「子どもの言語上のニーズ」へのマスメディアの配慮、「子どもの福祉に有害な情報および資料から子どもを保護するための適当な指針の発展」——について定めている。

これに対応する4か国の権利法の条文としては、ロシアの第14条「健康と道徳的・精神的発達に有害な情報・宣伝・扇動から子どもの保護」、ベラルーシの第4-1章「健康と発達に有害な情報から子どもの保護」の第37-1～3条、カザフスタンの第39条「子どもの健康と発達に有害な情報から子どもの保護」、アゼルバイジャンの第11条（前述）、がある。

このうち、問題をはらんでいるロシアの第14条第1項の全文は、以下のとおりである（下線部は引用者）。

中央政府の行政機関は、次のようなものを含む、健康と道徳的・精神的発達に有害な情報・宣伝・扇動から子どもを保護する措置を講じる。すなわち、国家的・階級的・社会的に不寛容、アルコール飲料・タバコ製品・ニコチン含有製品またはニコチン含有製品消費器具〔電子タバコなど〕の広告、社会的・人種的・国家的・宗教的不平等の宣伝、ポルノの性質をもつ情報、非伝統的な性的関係（нетрадиционные сексуальные отношения）と（または）嗜好を促進または選好する情報、小児性愛（педофилия）を宣伝する情報、子どもが性転換（сменить пол）を望むような情報、暴力・残虐性・薬物中毒・薬物乱用・反社会的行動を宣伝する印刷物とオーディオ製品・ビデオ製品の頒布、である。

第2項では、有害な情報から子どもを保護する連邦国家管理（監督）（федеральный государственный контроль（надзор））の機能について、第3項では、有害な情報を含む可能性のある種々の製品に対する専門家の検査について定めている。

これら全3項では、権利条約第17条の最初にある種々の情報への子どものアクセスに言及した規定がないうえ、上記の5点の奨励策のひとつである、有害情報・資料から子どもを保護する指針の作成が拡大して解釈され、国家が「有害情報とは何か」を決め、それを監督・検査（実質的に排除）することを合法化している。

しかも、「有害情報とは何か」に関する第1項には、2011年7月、2013年6月、2020年7月、2022年12月、2023年4月の改正での追加という注記がある。上記引用の下線部は2013年7月改正版にないので、その後の改正——憲法が大幅に改正され、「プーチンのための憲法」となった2020年7月か、ウクライナ侵略戦争下の2022年12月あるいは2023年4月の改正——で追加されたことになる。この改正の背景には、通称「ゲイ・プロパガンダ禁止法」または「同性愛宣伝禁止法」⁵⁴の成立（2013年6月）前後から激化してきた、ロシア社会における性的少数者への迫害・人権侵害の長い過程がある。それが「子どもの保護」という名目となって、子どもの権利法の改正に結びついた

わけである⁵⁵。

他の3か国の権利法の条文はどうだろうか。まずベラルーシの上記の第37-1条「健康と発達に有害な情報から保護される子どもの権利」では、そうした情報として13の要件が列挙されている。だが、ロシアのような性的少数者への差別につながるものは、そこにはない⁵⁶。続く第37-2条「健康と発達に有害な情報から子どもを保護する措置」では、子どもを取り巻く情報製品に年齢区分別の標識を添付することなど、具体的な保護策を定めている。最後の第37-3条「健康と発達に有害な情報から子どもを保護する公的諮問委員会（общественно-консультативный совет）」は、同委員会の設置と、その決定の「勧告的な性格」を記している。

カザフスタンの第39条とアゼルバイジャンの第11条は、ともに、有害な情報の要件を3～4点だけ示している。それだけに、ロシアの第14条第1項の追加箇所の特異性が目立つ。

本節では、権利の主体として子どもを位置づける権利条約で「軸」となる「参加の権利」を反映した4か国の権利法の条文を比べた。そこでは次の特徴が認められた。①ロシア（の権利法）では「参加の権利」に当たる条文が、アゼルバイジャンでは「意見表明権」に関する条文がない。②カザフスタンとアゼルバイジャンでは、「表現の自由」が「言論の自由」に狭められている。④「結社・集会の自由」について、アゼルバイジャンでは公的団体などの政治活動への関与が無限定に禁じられている。⑤「適切な情報へのアクセス」について、ロシアでは「上からの管理」の姿勢と性的少数者への差別的規定がめだつ。

【4】「保護される権利」と「特に困難な状況下の子ども」など

まず、節題にある2つの柱に区分した4か国の権利法の条文を表5にまとめておこう。

表5 「保護される権利」と「特に困難な状況下の子ども」に該当する条文の対応関係

権利条約	ロシア (1998)	ベラルーシ (1993)	カザフスタン (2002)	アゼルバイジャン (1998)
「保護される権利」				
(19) 虐待・放任・搾取	－	第9条	第10, 49条	第12, 39-1条
(32) 経済的搾取・有害労働	(第11条)	第9, 24条	第16, 16-1条	第24, 28条
(33) 麻薬・向精神薬	－	第9条	第38条	第9条
(34) 性的搾取・虐待	第14-2条	第9条	第40, 40-1条	第28条
(35) 誘拐・売買・取引	第14-2条	第9条	第41-1条	－
(36) 他の搾取	－	第9条	－	第28条
(37) 死刑・拷問等禁止	－	第4条	(第47-1～11条)	－
(40) 少年司法	－	第35条	－	第40, 42条

「特に困難な状況下の子ども」				
(22) 難民の子ども	－	第34条	第47条	第39条
(23) 障害児	－	第31条	第31～33条	第35, 36条
(30) 少数者・先住民の子ども	－	－	－	－
(38) 武力紛争	－	第33条	第41条	第37条
(39) 社会復帰	－	－	－	－

注：権利条約の各条文の見出し：第19条「親による虐待・放任・搾取からの保護」、第22条「難民の子どもの保護・援助」、第23条「障害児の権利」、第30条「少数者・先住民の子どもの権利」、第32条「経済的搾取・有害労働からの保護」、第33条「麻薬・向精神薬からの保護」、第34条「性的搾取・虐待からの保護」、第35条「誘拐・売買・取引の防止」、第36条「他のあらゆる形態の搾取からの保護」、第37条「死刑・拷問などの禁止、自由を奪われた子どもの適正な取扱い」、第38条「武力紛争における子どもの保護」、第39条「犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰」、第40条「少年司法」。

（１）「保護される権利」

権利条約第19条「親による虐待・放任・搾取からの保護」は、第1項で、親（代理人）による虐待・放任・搾取からの子どもの保護に必要な「適当な立法上、行政上、社会上および教育上の措置」に、第2項で、そうした措置に含まれる計画や手続について定めている。

これに対応する3か国の権利法の条文として、ベラルーシの第9条「人格不可侵（неприкосновенность личности）の権利、搾取・暴力から保護される権利」、カザフスタンの第10条（前述）と第49条「子どもの行動への影響の特徴」、アゼルバイジャンの第12条（前述）と第39-1条「子どものネグレクト（детская безнадзорность）と犯罪の防止」、がある。

このうち、最初のベラルーシの第9条は、第1項で、子どもが見出しにある権利を有するとし、第2項で、その具体的例を4点、列挙している。すなわち、「性的搾取を含むあらゆる形態の搾取」からの保護、親などによる「身体的と（または）精神的な暴力、残酷で過酷または屈辱的な取扱い、屈辱、性的嫌がらせから」の保護、犯罪・アルコール製品・タバコ製品・薬物・売春からの保護、有害労働からの保護、である。そして第3項で、「子どもに対する残酷な扱い、身体的と（または）精神的な暴力の事実を知った者」に報告義務があるとする。このように、同条文は、見出しにある権利を広範に捉え、わかりやすく例示している。

この例示を一括する条文がカザフスタンの第10条第2項（前に引用）である。さらに、これを親の側について定めたのが第49条で、第2項にある「身体的と（または）精神的な暴力、残酷な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱い」を親の養育方法から取り除くとしている。

アゼルバイジャンの権利法は、第12条第1項で、子どもが身体的自由と虐待からの保護の権利を有すると、14歳以上児は自らの「権利と正当な利益が侵害された場合」「関連行政機関と裁判所に訴える権利を有する」としている。また第2項で、児童虐待が行なわれていることを知った「自然人と法人」の通報と、児童虐待に伴う親の「親権の喪失、行政責任または刑事責任」について定めている。

条約第32条「経済的搾取・有害労働からの保護」は、第1項で、これらの保護の権利について確認し、第2項で、そのために「立法上、行政上、社会上および教育上の措置」を講じる必要と、そのなかでも重要な「最低就業年齢」と「雇用時間および雇用条件」の規則化、その違反に対する「適当な罰則または他の制裁措置」について定めている。

この規定に対応する権利法の条文は、ベラルーシの第9条(前述)と第24条「労働の権利」、カザフスタンの第16条「労働の自由」と第16-1条「経済的搾取からの保護」、アゼルバイジャンの第24条「労働権」と第28条「搾取と有害な影響からの子どもの保護」、である。

このうち、ベラルーシの第9条についてはすぐ上でふれた。つぎの第24条は、第3項で、「重労働、有害かつ(または)危険な労働、地下労働・採掘労働」に子どもが従事することを禁じている。同じく、カザフスタンの第16条は、「子どもの健康に害をおよぼし、教育を受けることを妨げ、健康と身体的・知的・精神的・道徳的・社会的発達に影響を与える危険性のある労働」に子どもが就くことを禁止し、第16-1条は、「経済的搾取から保護される権利」を定めている。アゼルバイジャンの第24条第2項は、「子どもの労働権の確立と行使の条件は、共和国の労働法によ」とし、第28条第1項は、「あらゆる形態の搾取・重労働、有害で危険な労働」などから子どもを保護するとしている。

なお、ロシアの第11条「職業指導・職業訓練・雇用分野における子どもの権利と正当な利益の保護」の第2項では、「15歳以上児を雇用する場合、労働報酬、労働保護、労働時間の短縮、休暇が保障される」として、間接的に有害労働から子どもを保護しているともいえる。

条約第33条「麻薬・向精神薬からの保護」を受けた3か国の権利法の条文は、ベラルーシの第9条(前述)、カザフスタンの第38条「向精神薬(психоактивные вещества)と劇薬または毒薬(сильнодействующие или ядовитые вещества)からの子どもの保護」、アゼルバイジャンの第9条(前述)である。このうち2つ目の条文は、第1項で、向精神薬などの「非医学的使用と」「製造・販売」「流通」から子どもが保護されることを、第2項で、「向精神薬の非医学的使用を子どもに誘導した場合」「法律で定められた責任」が問われることを定めている。

条約第34条「性的搾取・虐待からの保護」では、特に「不法な性的行為」への子どもの「勧誘または強制」や、「売春または他の不法な性的行為」と「ポルノ的な実演または題材」に「子どもを搾取的に使用」することを「防止するためのあらゆる適当な国内、二国間および多数国間の措置」について、続く第35条「誘拐・売買・取引の防止」では、この防止のための「あらゆる適当な国内、二国間および多数国間の措置」について定めている。さらに、第36条「他のあらゆる形態の搾取からの保護」では、「子どもの福祉のいずれかの側面にとって有害となる他のあらゆる形態の搾取」からの子どもの保護について規定している。

これらに対応する4か国の権利法の条文として、ロシアの第14-2条「子どもの売買と搾取への対策」は、条約第34、36条に応じて、行政機関、公的団体・組織、国民などと法人のそれぞれの行なう措置について全6項で定めている。また、これまで幾度もふれてきたベラルーシの第9条は、

条約の上記3か条に応じた内容を規定している。

カザフスタンの第40条「売春からの子どもの保護」と第40-1条「子どもの健康と発達に有害な製品の流通行為への関与からの子どもの保護」は、条約第34条に呼応する条文である。カザフスタンの第41-1条「不法な移動（перемещение）からの子どもの保護」には、「子どもの不法な移動、誘拐、人身売買を防止・撲滅」という規定が含まれ、条約第35条に拠っている。また、アゼルバイジャンの第28条（前述）では、第1項に「あらゆる形態の搾取」、第2項に「子どもの性的搾取」という規定が含まれている。

条約第37条「死刑・拷問等の禁止、自由を奪われた子どもの適正な取扱い」では、子どもの犯罪に対して死刑と終身刑を科さないこと、「子どもの逮捕、抑留または拘禁は」「最後の手段として」「最も短い適当な期間」で行なわれること、自由を奪われた子どもは「成人から分離され」「家族との接触を保つ」とともに、「法的小および他の適当な援助に速やかにアクセスする権利」などを有することが規定されている。

これに対応する条文をもつ権利法はベラルーシの第4条（前述）だけで、その第3項は「死刑と無期懲役を子どもに適用してはならない」としている。これには、カザフスタンとアゼルバイジャンでは「刑罰として死刑がなく、ロシアでは「事実上廃止」している一方、ベラルーシは「存置国」であることが関係しているのかもしれない⁵⁷。

なお、カザフスタンの第47-1条「国家予防機構（национальный превентивный механизм）」から第47-11条「全権国家機関（уполномоченные государственные органы）と国家予防機構メンバーとの交流」までの条文（2013年7月追加、一部は2019年4月改正）のうち、第47-1条の第1項は、同機構が「拷問および他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰を防止する機構」であるとして、間接的に条約第37条を反映した内容となっている。第3項では、国家予防機構の構成員として、人権委員（オンブズマン）（уполномоченный по правам человека）、公的監視委員会（общественная наблюдательная комиссия）のメンバー、市民の権利と正当な利益の保護活動をする公的団体（のメンバー）、弁護士・ソーシャルワーカー・医師を列挙し、官民共同で条約第37条の国内実施を図ろうとしている。

条約第40条「少年司法」は、第1項で、少年司法の各段階において、その対象となった子どもが「尊厳および価値についての意識を促進するのにふさわしい方法で取扱われる権利」を有することと、そうすることが「他の者の人権および基本的自由の尊重を強化する」という意義について定めている。第2項で、当該の子どもが受ける保障——推定無罪の原則、「権限ある独立のかつ公平な機関または司法機関により、法律に基づく公正な審理」と「再審理」、証言・自白の強制性の排除、無料の司法通訳の援助、プライバシーの尊重など——を設定している。第3項で、「刑法に違反する能力を有しないと推定される最低年齢」と「司法的手続によらずに取扱う措置」の設定について、第4項で、そうした措置の「多様な処分」を「利用可能なものとする」ことについて規定している。

これを反映した権利法の条文は、ベラルーシの第35条「起訴された子どもの権利の保護」、アゼ

ルバイジャンの第40条「行政的違法行為（административное правонарушение）を犯した少年事件の司法の特徴」と第42条「子どもに対する刑事訴訟手続（уголовное производство）適用の特徴」である。このうち前者は、単に「起訴された子どもの権利保護は、法律によって保障されている」としか定めていない。他方、後者の第40条は少し詳しく、第1項で、当該の子どもが「人道的に扱われるべきである」と、第2項で、「刑罰を選択する際は、事件の状況と子どもの年齢・生活条件・健康状態・精神発達・教育を考慮」と定めている。また第42条も詳細であり、その内容は条約第40条をかなり反映している。

他方、ロシアとカザフスタンの権利法では条約第40条を反映した条文が見当たらない。

（2）「特に困難な状況下の子ども」

権利条約においてこの柱に属する5つの条文のうち、ロシア以外の3か国の権利法に対応する規定があるのは、第22、23、38条である。

条約第22条「難民の子どもの保護・援助」は、第1項で、難民の子どもが「適当な保護および人道的な援助」を受けられる受入国の「適当な措置」について、第2項で、そのための国連と「権限ある政府間組織」「国連と協力関係にある非政府組織」の協力について定めている。

この規定に応じた3か国の権利法の条文として、ベラルーシの第34条「難民（беженец）の子どもの権利」、カザフスタンの第47条「難民と国内避難民⁵⁸の子どもの権利保護」、アゼルバイジャンの第39条「難民または国内避難民の子どもの保護」がある。これらの条文の内容はほぼ同じで、①難民（と国内避難民）の子どもが自らの利益を保護される権利をもつ、②後見・保佐機関や関連行政機関は、彼らが自らの親（代理人）の存在と所在地の情報を入手できるように支援し、必要ならば代替的養護の場を確保する、という点を定めている。

ところで、権利条約やベラルーシの権利法が成立した1990年前後は、国内避難民が国際的な問題となっていなかったり、なり始めたりしていたのに対して、アゼルバイジャンとカザフスタンの権利法が制定された2000年前後は、世界各地の紛争・戦争により国内避難民が大量に発生していた。後二者の権利法の上記条文はこの変化を受けている。関連して問題なのは、第1次チェチェン紛争（1994～1996年）後の1998年に成立したロシアの権利法が、条約第22条などの「特に困難な状況下の子ども」の権利を反映していないことである。

続く条約第23条「障害児の権利」は、第1項で、障害児がその「尊厳を確保し、自立を促進し、かつ地域社会への積極的な参加を助長する条件の下で、十分かつ人間に値する生活を享受」する権利を認める。第2項で、「障害児の特別なケアへの権利」と、障害児と「その養育に責任を負う者に対」する「援助」について、第3項で、それらのケアと援助が「可能な場合にはいつでも無償」であることなどについて定める。第4項で、「障害児の予防保健ならびに医学的、心理学のおよび機能的治療の分野」における国際的な「情報交換」の促進と、「発展途上国のニーズ」への「特別な考慮」について規定する。

これに対応した3か国の権利法の条文は、ベラルーシの第31条「障害児と発達上の特別支援を必要とする子ども（дети с особенностями психофизического развития）の権利」、カザフスタンの第6章「障害児の権利」の第31条「充実した生活を送る障害児の権利」、第32条「障害児の雇用（занятость）分野における国家の保障」、第33条「障害児に対する国家扶助」、アゼルバイジャンの第35条「障害児の保護」と第36条「障害児の療育者（лица, ухаживающие за ребенком-инвалидом）への給付」である。

このうち、カザフスタンの3つの条文とアゼルバイジャンの2つのそれは、条約第23条第1～3項の内容を、ベラルーシの第31条は第1、3項の内容を反映している。

3か国の権利法ともに、条約第23条第4項を反映した条文を除いて、障害児の権利について積極的に規定している。なお、ロシアの権利法では、見出しに「障害児」を含む条文こそないものの、第1、5、10、12、12-2条において障害児の権利などに断片的にふれている。

条約第38条「武力紛争（вооруженные конфликты）における子どもの保護」は、第1項で、「国際人道法の規則」の尊重とその保障について、第2項で、「15歳に満たない者が敵対行為に直接参加しない」ように「あらゆる可能な措置をとる」ことについて、第3項で、15歳未満児の徴兵の「差控え」、15歳以上で18歳未満の者の徴兵は「最年長の者を優先する」ことについて、第4項で「武力紛争の影響を受ける子どもの保護およびケア」の保障について定めている。

これに対応する3か国の権利法の条文として、「軍事行動（военные действия）への子どもの参加禁止」という同じ見出しをもつベラルーシの第33条とカザフスタンの第41条、アゼルバイジャンの第37条「軍事紛争（военные конфликты）時の子どもの保護」がある。このうち、条約第38条を最もよく反映しているのは最後者である。逆に、同条の国内実施に必要な条文がロシアの権利法にないことを、現下においてどう考えてよいのだろうか。

条約第30条「少数者・先住民の子どもの権利」と第39条「犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰」に対応する見出しのある条文は、4か国の権利法に見当たらない。

ロシアを筆頭に、他の3か国も多民族国家であること、特にロシアは先住民を多く抱えること⁵⁹、チェチェンやウクライナ、ナゴルノ＝カラバフなどでの紛争・戦争、チェルノブイリ原発事故やセミパラチンスク核実験場などでの被曝といったことを思い浮かべるだけでも、条約第30、39条に対応する条文が4か国の権利法に見当たらないのは問題である。

（3）「雑則的規程」に該当する条文など

以上が子どもの権利条約の実体的規定の部分についてであり⁶⁰、このあと条約で「第2部」とされる雑則的規定が、第41条「既存の権利の確保」、第42条「条約広報義務」、第43条「〔国連〕子どもの権利委員会の設置」、第44条「締約国の報告義務」、第45条「〔国連子どもの権利〕委員会の作業方法」、と続く。このうち第44条のいう「報告」は、普遍的定期審査に向けて各国政府が国連子どもの権利委員会に提出する報告書のことである。その後、これに加えて、現地調査、政府代表团

との質疑応答（本審査）、国連組織・国際人権 NGO などとの意見交換による審査を経て、同権利委員会は総括所見を公表する。これらの「作業」については第45条が規定している。

なお、第44条の政府報告書とは別に、4か国は自国の子どもの実態に関する報告書（年報）を発表している。それにふれた権利法の条文が、ロシアの第22条「子どもとその家族の実態に関する国家報告書（Государственный доклад о положении детей и семей, имеющих детей）」と、カザフスタンの第46条「共和国の子どもの実態に関する国家報告書（Государственный доклад о положении детей в Республике Казахстан）」である。4か国のこうした報告書の多くが政府機関の公式サイトで公開されており、「政府によるもの」という点に留意すれば、子どもの実態と子ども政策に関する変化のある側面を中期的に追うことができる。

最後に、権利条約に該当する規定のない条文が、ロシア以外の3か国の権利法にみられる。すなわち、ベラルーシの第12条「旅行特典（льгота по проезду）の権利」、第14条「子どもの義務（обязанности）」、第19条「財産権（право на имущество）」、カザフスタンの第13条「財産権（имущественные права）」、第20条「子どもの義務」、第48条「子どもの責任の特徴」、第43条「子どもの法定代理人」、アゼルバイジャンの第7条「子どもの代理人」、第16条「子どもの基本的義務」、第21条「親の遺産と財産を相続する権利」、である。

見出しからわかるように、子どもの義務については3か国が、財産権と相続権、（法定）代理人については各2か国が⁶¹、旅行特典（優先通行権）については1か国の権利法に規定がある。子どもの権利法に子どもの義務に関する条文があるという関係は、教育法や家族法に各関係者（学習者・教師・親子・夫婦など）の義務規定が含まれていることに相似している。

本節では、「保護される権利」と「特に困難な状況下の子ども」という柱に関する4か国の権利法の条文をみた。そこで認められたのは次の点である。①これらの柱についてもロシア（の権利法）に対応する条文は少ない。特に「親による虐待・放任・搾取からの保護」「死刑・拷問等の禁止」に該当する条文がない（後者についてはカザフスタン、アゼルバイジャンも同じ）。②条約の規定に応じた条文が4か国ともないのは、「少数者・先住民の子どもの権利」と「犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰」である。③逆に、「性的搾取・虐待からの保護」と「誘拐・売買・取引の防止」に関する条文は4か国ともにある。④他の規定については、ロシア以外の3か国で関連する条文をもち、その内容は条約にほぼ準じている。

本稿はここまでで紙幅をかなり超えているので、他の若干の条文については省略する。

【おわりに】

本稿では、旧ソ連4か国における子どもの権利条約の国内実施に不可欠な子どもの権利法を対象に、その条文を、条約の規定ごとに、外形的に比較してきた。その結果、明らかになった点は各節の末尾にまとめた。ここでは、権利法の特徴を国別に概括しよう。

4か国の権利法のうち、権利条約の規定をよく反映した条文をもつのはカザフスタンの権利法である。4か国で最後に制定され、条文数の多いことが、これに関係しているかもしれない。ただ、それだけでなく、本文での引用箇所からわかるように、カザフスタンの権利法では、権利条約に集約された、子どもの権利に関する国際的な基準を国内に積極的に導入するという方向性が明確だからでもある。これには、1991年末の独立以来の大統領ナザルバエフが再選後に、多子化社会カザフスタンの招来を構想していた影響も考えられる。

ついで条約に呼応した条文をもつのがベラルーシの権利法である。同法は、4か国の権利法で最も早い1993年11月にシュシケビッチ最高会議議長の政権下で成立しており、翌年3月の憲法制定や、7月の第1回大統領選挙（ルカシェンコを選出）に先行している。

ここで注目すべきは、これら両国の権利法が、子どもを権利主体とする条約の「軸」である「参加の権利」の6つの条文に対応する規定を備えている点である。

アゼルバイジャンの権利法は、内容的にみて、これら両国の権利法とロシアのそれとの間に位置する。すなわち、表2～5にあるように、権利法の条文は権利条約の規定をほぼ網羅しているようである。ただ、内容に立ち入ると、条約の国内実施に重要な子どもの権利委員（会）や、参加の権利の中核である意見表明権に関する条文がなかったり、子どもが参加する結社による「政治活動への関与」を全般的に禁じたりするという問題点がめだつ。

ロシアの権利法は、4か国のなかで最も条文数が少ないというだけでなく、内容的に偏りがある。本稿第2～4節でみた権利条約の中心を占める条文が、ロシアの権利法にはほとんど含まれていない。その第2章は「ロシア連邦における子どもの権利保障の主な分野」とあり、10条を含むものの、教育の権利と健康保護の権利を除くと、具体的な権利を規定した条文はかなり少ない。なお、ロシアの権利法は、1998年7月の制定から、本稿でみている2023年4月版までの計36回の改正により、制定時の25条のうちの5条が失効し、9条が追加されている。また、条文の見出しは変わらないものの、削除・追加されている項や号も多い。

本稿と同じ主題をもつ第3報では、4か国の（婚姻）家族法における子どもに関する規定を比較する予定である。

【註】

- 1 この中期的研究課題は次のように進んでいる。

表6 旧ソ連スラブ圏・チュルク語圏4か国の子どもの権利と保育・教育・福祉に関する比較研究の進行状況

	ロシア	ベラルーシ	カザフスタン	アゼルバイジャン	4(3)か国比較
(1)概要・人口動態	世界の社会福祉年鑑2015年版	青短紀要71(2017)	青短紀要73(2019)	青スタ論集17(2022)	

(2)子どもの権利	佐々木先生追悼論集 (2016)／子ども観のグロ・ ヒス(2018)	ハルシオン 7(2019)	ハルシオン 8(2020)	学科紀要67 (2023)	学部紀要15 (2024)／ 学科紀要69 (2025)
(3)乳幼児・ 保育	幼児教育史学研究9(2014) ／海外社会保障研究191 (2015)	青短紀要72 (2018)	青短紀要74 (2020)	学部紀要14 (2023)	幼児教育史 研究の新地 平下(2022)
(4)児童福祉	青短紀要64(2010)／同67 (2013)		学科紀要68 (2024)		

注：下線部が本稿／各拙稿の書誌情報は以下の註などを参照／（3）の段落の「4（3）か国比較」欄：拙稿「体制転換後のロシア、ベラルーシ、カザフスタンの社会と保育」幼児教育史学会監修『幼児教育史研究の新地平』下巻（萌文書林、2022年）304～326ページ。

- 拙稿「旧ソ連4か国における子どもの権利条約の国内実施に関する動向とその特徴（1）——子どもの権利法の比較を中心に——」『青山学院大学教育人間科学部紀要』第15号（2024年）37～58ページ。
- 同、52ページ7行目の「ロシアでは本文でもこの強調がめだった」という一文と、54ページの註27は誤りであり、削除したい。
- ロシア連邦大統領府の公式サイト（<http://www.kremlin.ru/acts/bank/12706>）（2024年5月18日）。
- ベラルーシ政府の機関である The National Legal Internet Portal of the Republic of Belarus（略称 Legal Acts）公式サイト（<http://law.by/>）から（2024年10月18日）。
- CIS・LEGISLATION 公式サイト（<https://cis-legislation.com/document.fwx?rgn=1807>）（2024年4月29日）。ただし、第3条まで。
- Legal Acts 公式サイトから（2023年10月24日）。PDF版での提供で、URLは不明。
- 「年月」だけでなく、「日」も判明しているが、本稿ではすべて省略（次の「最新……」も同じ）。
- ロシア語版・英語版・カザフ語版ともに、Информационно-правовая система нормативных правовых актов Республики Казахстан（カザフスタン共和国規範的法令の法情報制度）公式サイト（ロシア語版：<https://adilet.zan.kz/rus>）から（ロシア語版：https://adilet.zan.kz/rus/docs/Z020000345_）（2020年9月18日）。
- 「独立系教育ウェブサイト」である AZTENSIL 公式サイト（<https://ru.aztehsil.com/dokenti/177-zakon-azerbajdzhanskoj-respubliki-o-pravah-rebenka.html>）／国際刑事裁判所の情報サービスである ICC Legal Tools Database 公式サイト（<https://www.legal-tools.org/doc/4264c3/>）（ともに2023年10月30日）。本稿では、これら2つのサイトにあるロシア語版をもとにし、双方の条文に不一致のある場合は、筆者が判断した。なお、アゼルバイジャン語版は法務省の公式サイトに見出せるので（<https://e-qanun.az/framework/3292>）（2022年10月31日）、筆者がそれを利用できれば、問題がなかった。これは、数か国を比較する際に伴う一種の限界である。
- CIS・LEGISLATION 公式サイト（<https://cis-legislation.com/document.fwx?rgn=5800>）（2024年10月16日）。ただし、第11条まで。
- アゼルバイジャン語のPDF版は、アゼルバイジャン政府国家移民局の公式サイト（<https://migration.gov.az/content/pdf/b0f981770beec0db231b06f409df3e65.pdf>）（2024年6月8日）にある。
- ベラルーシ憲法第17条「ベラルーシ共和国の国家語はベラルーシ語とロシア語である」、カザフスタン憲法第7条第2項「国家と地方自治体の各行政機関では、カザフ語と対等な立場で、ロシア語が公式に使用される」。
- アゼルバイジャン憲法第21条は、第1項でアゼルバイジャン語を国家語とし、第2項で「住民が使用する他の言語の自由な使用と発展を保障する」としており、ロシア語も「日常語」「生活語」として認めている。
- 拙稿「アゼルバイジャン子ども学研究序説（1）——概要と人口動態——」『青山スタンダード論集』第17号（2022年）130ページ、註27など。
- ロシアの教育法の邦訳にはおそらく4点があり、そのうち比較的に新しい2点は次のものである。堀内

- 明彦「＜翻訳＞ロシア連邦教育法」『北海学園大学経済論集』第55巻第4号（2008年）151～180ページ（原文は2007年改正版、全58条）／科学研究費補助金基盤研究（A）海外学術調査『体制転換後ロシア連邦20年の教育改革の展開と課題に関する総合的研究 最終報告書（2013年度）』（研究代表者・福田誠治、2014年、全229ページ）所収の「ロシア連邦の教育について」（107～228ページ）（原文は2012年改正「新教育法」版、全110条）。他方、家族法の邦訳は、つぎの2点である。森下敏男「邦訳：ロシア連邦新家族法典（1995年）」『神戸法學雑誌』第46巻第2号（1996年）313～379ページ／原隆「ロシア連邦家族法典（邦訳）全」『札幌大学 札幌法学』第9巻第2号（1998年）139～220ページ。
- 17 この点のおそらく唯一の例外が、ベラルーシの子どもの権利法を短く紹介した笹沼弘志の2つの短文である。『子どもの権利条約ネットワーク NEWSLETTER「子どもの権利条約」』第14号（1994年）7ページ／「ベラルーシ共和国子どもの権利に関する法律（抄）」子どもの権利条約ネットワーク編、喜多明人ほか著『学習 子どもの権利条約』（日本評論社、1998年）324～326ページ。
 - 18 子どもの人権刊行委員会編、市川昭午・永井憲一監修『子どもの人権大辞典』第1巻（エムティ出版、1997年）322ページ。同図の作成者である喜多明人の『子どもの権利——次世代につなぐ』（エイデル研究所、2015年）307ページに再掲。
 なお、本文でいう「権利条約にみられる子どもの権利構成の柱（カテゴリー）」と関連して、次のような記述がある。「かつて、ユニセフは『子どもの権利条約に定められている権利は大きく分けると4つ（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）』との説明をしていたが、『4つの原則』とまぎらわしいことや、権利が4つしかないような誤解を招きかねないこと等の理由で、現在は『4つの権利』といった言い方を否定している」（児玉洋介「子どもの権利条約批准30年と日本の子ども法制——転機の中での『こども基本法』『子ども条例』——」『民主教育研究所年報』第23号、2024年、142～143ページ）。本稿では、「4つ（のみ）の権利」という意味ではなく、条約の実態の規定にある41の条文を5つに区分けする際の柱として用いている。本文にあるように、41の条文は、5つの柱からみて、入り組んで配置されており、これらを5つに区分すると、理解しやすいうえ、子どもを権利主体とみるうえで不可欠な「参加の権利」に関する条文が明確になるからである。
 - 19 参議院法制局公式サイト（<https://houseikyoku.sangiin.go.jp/column/column044.htm>）（2024年10月22日）。
 - 20 4か国比較第1報46～47ページの表10を訂正し、権利構成の柱に沿って区分したのが本稿の表2～5である。
 - 21 以下、「（子どもの）権利法第〇条」であることが文脈から明らかなきは、「（子どもの）権利法」を削除する。
 - 22 国際教育法研究会訳による（以下、同じ）。ちなみに、日本のこども基本法は、「心身の発達の過程にある者」を「こども」としており（第2条）、年齢によって子どもを定義づけていない。
 - 23 無保護児とは、「親権の制限または喪失、親の失踪宣告または死亡宣告、親の行為無能力（制限能力）宣告、自由剥奪地での親の刑の執行、養育施設または医療施設からの親による子どもの引き取りの拒否、子どもの養育または権利と利益の保護の親による回避、その他に親の不十分な保護という場合に、一方または双方の親権がないまま放置された子ども」である。
 - 24 孤児とは「双方または一方の親を亡くした子ども」である。
 - 25 後見と保佐については、拙稿「カザフスタン子ども学研究序説（4）——代替的（社会的）養護の規定と実態を中心に——」『青山学院大学教育学会 教育研究』第68号（2024年）42～43ページ（以下、「カザフスタン第4報」と呼ぶ）など参照。
 - 26 この点は、ロシアの権利法ができてから四半世紀近く後の2022年に成立した日本のこども基本法と似ている。すなわち、同法にも差別禁止に関する独立した条文はなく、第3条において、こども政策の基本理念のひとつとして、「差別的取扱いを受けることがないようにする」と規定しているだけである。そもそも同法は子どもの権利（基本）法としての形式と内容を有していない。この点については、児玉・前掲（註18）参照。
 - 27 権利条約の英語版で <the best interests of the child> とされている第3条第1項の箇所が、別の正文であるロシア語版では <наилучшее обеспечение интересов ребенка>（子どもの利益の最高〔最良〕の保障）

となっている。ただ、4か国の権利法に後者の表現は見当たらない。

- 28 稲子恒夫『政治 法律 ロシア語辞典』（ナウカ社、1992年）120ページによれば、最後者は日常語（の意味）である。だが、本稿ではこれを使用する。
- 29 本稿でいう中央政府とは連邦政府を、地方政府とは連邦構成主体（州・自治州・自治管区など）の政府を意味する。ロシアが連邦制をとっているので、子どもの権利問題を考える際にも注意が必要である。ただ、近年、この連邦制が形式的なものとなり、実質的に中央集権的になっていることは、ウクライナ侵略戦争を契機によく知られるようになった。ロシアの連邦制については次の文献を参照。塩川伸明『ロシアの連邦制と民族問題——多民族国家ソ連の興亡Ⅲ』（岩波書店、2007年）／溝口修平『ロシア連邦憲法体制の成立——重層的転換と制度選択の意図せざる帰結』（北海道大学出版会、2016年）／渋谷謙次郎「ロシア多民族連邦制と『多文化主義』——帝国と民族自決のあとで——」飯田文雄編『多文化主義の政治学』（法政大学出版局、2020年）219～256ページなど。
- 30 第38条「武力紛争における子どもの保護」が、15歳未満児の軍隊帳簿を差し控え、15歳以上時の帳簿時に最年長の者からにする、としているのが、一定年齢による区分の唯一の例である（本文49ページ参照）。
- 31 第4条第1項の改正は2009年4月28日の連邦法によると明記されているものの、どの部分がどう改正されたか、という点については、改正過程を細かく追跡しないと不明である。なお、本文の並置から想起されるのは、日本の教育基本法（1947年）が2006年に改正されて、実質的に別の法律になった際、第2条「教育の目標」に、旧法になかった「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」という条項が含まれたことである（それを推進した人々がその裏でしていたこと、「愛国」と逆の組織と深く結びついていたことなどが近年、明らかになりつつある）。
- 32 （連邦）予算外財源について具体的には不明である。
- 33 戦間期、特にその後半の日本やドイツ、イタリアの経験が示しているように、社会の片隅にあり、非社会的であると考えられがちな事象に（も）、長期にわたって戦争への準備が積み重ねられている。
- 34 この点は、憲法第98条第2項を有する日本政府の、権利条約批准後の姿勢とは逆である。
- 35 これは「社会的あるいは公共的な原理にもとづいて」とも訳せる。権利法の英語版で、この箇所は <on a voluntary basis> とされている。
- 36 これは機械翻訳によるものなので、あくまで単なる紹介と考えて欲しい。
- 37 条約第5条「親の指導の尊重」については該当する条文が4か国の権利法に見当たらない。
- 38 条約第25条の主語は施設入所児である。他方、上で引用したカザフスタンの権利法第7-2条第4号「未成年者が収容されている教育・保健……制度の国家機関・国立施設、および刑事施設への自由な出入り」の主語は、子どもの権利委員である。
- 39 表3にあるように、これらの7つの条文については、ロシアの権利法に対応する条文が見当たらないので、それ以外の3か国の権利法について検討する。
- 40 条約ロシア語版では、<развитие сети детских учреждений>（児童施設網の発展）とされている。
- 41 これを日本の保育法制の用語でいえば、「保育を必要とする乳幼児の保育を受ける権利」となる。
- 42 「ロシア社会における孤児の現状と生活施設、里親家庭、後見・保佐の役割」『青山学院女子短期大学紀要』第67集（2013年）89～114ページ／カザフスタン第4報。
- 43 日本における代表的研究は稲子宣子『ソ連における子どもの権利』（日本評論社、1991年）である。
- 44 稲子恒夫・前掲（註28）377ページには、「本人と血縁関係のある者だけを指すから、『親族』は誤り」「親族にあたるロシア語はない」とある。
- 45 「国際的な養子縁組に関する子の保護・協力に関する条約」（通称「ハーグ国際養子縁組条約」、1993年）には、ロシアが署名し、他の3か国が批准している（拙稿「アゼルバイジャン子ども学研究序説（2）——乳幼児と保育をめぐる現状——」『青山学院大学教育人間科学部紀要』第14号、2023年、70ページの表2参照）。
- 46 第11条と第22条に、邦訳ではともに「教育の権利」という条文があるのは、主に前者が人間形成に、後者が知識獲得に関する内容だからである。
- 47 これには、ソ連期から続く、英才教育の蓄積・慣行が影響しているであろう。
- 48 これらの追加は2016年12月以降に数次にわたって行なわれた。なお、第12条も同じである。

- 49 この背景に、ソ連期に全国でみられた住宅不足が現在も解決していないという事情がある。旧ソ連諸国の住宅問題については、道上真有『住宅貧乏都市モスクワ』（東洋書店、2013年）など参照。
- 50 上記の註と同じく、この点の背景に、権利法が制定された1990年代～2000年代初頭に孤児・無保護児の存在が4か国で問題視されていたという事情がある。加えて、20世紀、特にその前半に、帝政ロシアとソ連の全土でこの問題が継続して発生し、その解決手段としての施設養護がソ連の社会保障の優位性の宣伝に使われたという歴史がある（註43参照）。孤児・浮浪児問題については、拙著『ロシア革命と保育の公共性——どの子にも無料の公的保育を』（九州大学出版会、2007年）など参照。
- 51 本文で前述の「軸」という表現も含めて、喜多・前掲（註18）、306～307ページから。
- 52 子どもの権利条約第13条第1項にある「表現の自由への権利」という用語は、条約の英語版では <the right to freedom of expression>、ロシア語版では <право свободно выражать свое мнение>（自己の意見〔見解〕を自由に表現する権利）である。
- 53 権威主義体制の類型については4か国比較第1報38ページ参照。
- 54 「伝統的な家族観の否定を助長する情報から子どもを保護するために『健康と発達に有害な情報からの子どもの保護に関する』連邦法第5条とロシア連邦の特定の法令の改正に関する」連邦法（Федеральный закон «О внесении изменений в статью 5 Федерального закона «О защите детей от информации, причиняющей вред их здоровью и развитию» и отдельные законодательные акты Российской Федерации в целях защиты детей от информации, пропагандирующей отрицание традиционных семейных ценностей»）。同法成立への動きが、2013年2月のソチ・オリンピックの開会式に欧米諸国首脳が欠席する一因となったことは日本でも報道された。
- 55 権威主義体制が強化され、ある水準を超えると、同体制の中心にいる権威者が明確に独裁者となる（逆のベクトルでの動き——権威者の独裁者化が体制を強化する動き——も同時に起きる）。そして、体制強化の過程で国民の支持を集めるために果たしてきた「子どもを含む国民を保護する慈父」という権威者の仮面の一部は捨てられていく。子ども・国民を権利保護の客体としてしかみないパターナリズムが行き過ぎると、保護されるはずの権利が国民から奪われる。
- 56 強いていえば、「家族制度と婚姻・家族関係を貶める（дискредитирующая институт семьи и брачно-семейные отношения）〔情報〕」という要件がある。だが、これが具体的に何を意味しているかは、この条文だけでは不明である。
- 57 アムネスティ・インターナショナルの「死刑廃止国・存置国」一覧（2023年末）（https://www.amnesty.or.jp/human-rights/topic/death_penalty/DP_2023_country_list.pdf）（2024年11月9日）。
- 58 国内避難民はロシア語で <внутренне перемещенные лица (ВПЛ и 略)>あるいは <вынужденные переселенцы>である。カザフスタンの第47条は後者を、アゼルバイジャンの第39条は前者を使っている。
- 59 ロシアの先住民の子どもの権利をめぐる動向については、国連人権高等弁務官事務所による報告がある（Information from the Russian Federation, Response to the Request of the United Nations Human Rights Council's Expert Mechanism on the Rights of Indigenous Peoples, on Ensuring the Rights of Indigenous Children）。
- 60 ここに、本稿ではふれない第41条「既存の権利の確保」も含まれる。
- 61 ベラルーシの権利法第19条は、第2項で、相続権についても定めている。

【謝辞】本稿の執筆にあたり、科学研究費基盤研究（C）課題番号18K02470と24K05892、青山学院大学教育学会、明治学院大学国際平和研究所から援助を、喜多明人・早稲田大学名誉教授、松永裕二・西南学院大学名誉教授から教示をいただきました。

Trends and Characteristics of Domestic Implementation of the Convention on the Rights of the Child in Four Former Soviet Union Countries (2) :
Focusing on Comparison of Child Rights Law (2)

MURACHI Toshimi

This paper compares the text of Child Rights Laws of the four former Soviet Union countries with the text of the Convention on the Rights of the Child. The results revealed the following country-specific characteristics of Child Rights Law in the four countries.

Kazakhstan's Child Rights Law has the most articles that well reflect the provisions of the Convention on the Rights of the Child. This may have something to do with the fact that Child Rights Law was the last of the four countries to be enacted and has the largest number of articles. But it is also because, as can be seen from the quoted passages in the text, Kazakhstan's Child Rights Law is clearly oriented toward actively introducing international standards on the rights of the child, as consolidated in the Convention on the Rights of the Child, into the country.

Belarus's Child Rights Law is second, with an article that responds to the Convention on the Rights of the Child. The Child Rights Laws of these two countries have provisions corresponding to the six articles of "the right to participation," the axis of the Convention on the Rights of the Child, which regards the child as the subject of rights.

Azerbaijan's Child Rights Law falls between the Child Rights Laws of these two countries and Russia's Child Rights Law in terms of content. The articles of Azerbaijan's Child Rights Law cover most of the provisions of the Convention on the Rights of the Child. However, when we look at the content, we find that there are no articles on children's rights committees, which are important for the domestic implementation of the Convention on the Rights of the Child, or on the right to express one's opinion, which is at the core of the right to participation.

Russia's Child Rights Law is not only the least number of articles among the four countries, it is also biased in terms of content. Articles that are central to the Convention on the Rights of the Child are almost entirely absent from Russia's Child Rights Law. Chapter 2 of Russia's Child Rights Law is entitled "Main Areas of Guarantee of Russia's Child Rights Law," and it includes 10 articles, but there are considerably fewer articles that stipulate specific rights, with the exception of the right to education and the right to health protection.